

入院患者の面会に関する規定

第1条(目的・基本方針)

本規定は、入院患者とその家族との面会は、患者の尊厳の保持及び療養生活の質の向上および円滑な退院支援の観点から、感染対策等の正当な理由なく、入院中の患者に対する家族等による面会の機会を妨げないよう、面会に関する基本事項を定める。

第2条(面会の規則)

1. 面会者について

面会者は、原則として、キーパーソンを含む家族、親族、その他患者が希望する者発熱、咳嗽、咽頭痛などの症状がある者、感染症に罹患している者又は、疑いがある者の面会は控える。

中学生以下の面会は、患者の状態や感染状況を踏まえて判断する。

2. 面会時間・面会人数・場所

面会は、原則として平日・土日祭日ともに 14:00～16:30 まで、1回の面会時間は、15 分程度とする。

面会人数は2名までとし、面会場所は、病室及びホール(デイコーナー)等で行う。

3. 面会時厳守事項

面会者は、病院・介護医療院が定める規定を順守し、手指消毒、マスク着用等の感染対策等に協力すること。面会者は、院内では静粛を保ち、他の患者の療養環境に配慮する。

感染対策等により、面会方法、時間等が変更になった場合は、病院・介護医療院職員の指示に従うこと。

前項を違反した場合、又はその恐れがあると認めるときは、直ちにその面会を中止することができる。

第3条(面会制限)

以下の場合に限り、やむを得ず面会を制限することがある。

- 感染の流行や院内感染発症時
- 患者の状態等により安静は必要な場合
- 医療安全上の理由がある場合
- その他、病院長が必要と定めた場合

制限を行う際は、患者および家族等へ説明し実施する。

第4条(特別な配慮が必要と判断した場合)

以下の場合には、可能な範囲で個別に対応する。

- 終末期等の看取りでの付き添い
- 退院支援や意思決定支援
- 認知症・精神的支援が必要な場面
- 家族に特別な事情がある場合(家族が遠方等)

第5条(その他)

本規定は、院内掲示、ホームページ等で案内を行い、感染状況、社会状況、院内の運用状況等を踏まえ、定期的に見直しを行う。見直し内容は委員会等で審議し、記録を残す。